以下の内容について、実際に点検時に確認事項としてあげられたものや質問等があったものです。理由書作成の際や住宅改修・福祉用具購入を検討の際にご参考にされてください。

【理由書作成時の確認事項】

・点検前に入退院がある場合
入退院の記載がある場合、入院の理由（疾患名、症状等）、入院期間（R〇年〇月〇日～〇月〇日まで等）の記載があると、判断しやすい。
また、退院後の身体の状態の記載があると良い。（入院前に出来ていた動作が退院後出来なくなった、今出来る動作、今出来ない動作等）

・ある目的のための改修の場合
例）ゴミ出しのために、ゴミ出し場までの移動を安全に行うため。
→段差を安全に昇降するために出入口に手すりを設置した場合、そこからゴミ出し場までの移動をどのようにするのか、想定される動作が記載されると判断しやすい。

・身体状況
痛みや麻痺などを記載される場合、部位や程度など、どのような状態なのかを記載すると判断しやすい。
例）麻痺：完全に動かせないのか、麻痺はあるが少し動かすことができるのか、
筋肉が固くなるものか、だらりとたるんでいるのかなど

・1回で20万円以上の住宅改修
よく使用することが想定される場所（トイレやお風呂）の住宅改修の必要性を確認。

・外出頻度
玄関から門扉までの通路の手すりは、自宅内での改修の必要性と優先順位を確認。
優先順位が高いと判断し改修を希望される場合、理由書に外出頻度や、外出目的を記載すること。

・住宅改修の位置変更について
身体状態の変化に伴い、手すり等の位置変更は可能。

・浴槽内の福祉用具購入
浴槽の深さ、洗い場から浴槽の縁までの高さを記載すること。
（足を上げてから、着地するまでの段差が浴槽台とマッチしているのか確認しているため）

・高機能の福祉用具
通常の福祉用具ではなく、高機能の福祉用具を購入したい場合、理由書にその性能が必要な理由を記載すること。
また、代替案の確認結果の記載があると良い。

・福祉用具の再購入
福祉用具を検討する場合、購入歴の確認を行うこと。
（不確かである場合、介護保険担当課に確認を行うことも可）
再購入を検討する前に、部品交換が可能か確認。
再購入する場合、理由書に再購入する理由を記載。

【住宅改修・福祉用具購入に関わるポイント・注意事項】

・住宅改修の支給可能残額のリセット①
原則 20 万円だが、「介護の必要の程度」の段階が3段階上がった場合、支給可能額がリセットされる。
要介護状態区分ではない。

・住宅改修の支給可能残額のリセット②
住宅改修の支給可能残額は、1 年などの期間でリセットされるわけではない。
住宅改修を行う場合、利用者や家族に対し注意点などの説明が重要。

・住宅改修の支給可能残額のリセット基準
初めて住宅改修に着工した日の要介護状態区分が基準となる。
例)介護 3 住改(10 万円)→介護1住改(10 万円)→介護4:利用不可
初めて行った住宅改修である介護 3 が基準となるため、介護 1→介護 4 に上がっても、3段階リセットは該当しない。

・転居リセット
転居前の住宅改修給付に関わらず、転居後は再度 20 万円まで可能。
転居リセットと3段階リセットは、転居リセットが優先。転居後に改修を行った介護度が支給可能額の基準となる。
また、転居前の住宅に戻った場合、転居前の支給可能残額となる。

・貸与について
玄関やトイレなど、長年使う場所や使用頻度が高いところは、住宅改修や福祉用具購入の検討をすること。
(レンタル期間が長くなると、住宅改修や福祉用具購入の自己負担額を超えるため)

・環境整備後のケア
家族が入浴の時の介助を行う場合、住宅改修や福祉用具購入の環境整備だけでなく、家族に対しリハビリ専門職や訪問看護から入浴介助の練習の提案。

・同時申請
住宅改修と福祉用具購入のそれぞれの申請間隔が短い、または、どちらも申請を検討している場合は、同時に申請することを勧めている。
(本人の生活動作上、改修と購入のどちらが適しているか、改修をしたうえで購入の必要性があるのかなど、利用者に対しどのような方法で生活動作を行うのか、利用者の状態像を踏まえて点検時に検討をする必要があるため)

・短期間での理由書提出
決定通知の利用額は、支給後の給付実績を確認し、通知している。そのため、支給前に別の内容の理由書を提出された場合、1 回目の利用額は反映されない可能性がある。
どうしても、その期間に提出される場合は、給付額の確認が必要。